第11回新技術等効果評価委員会　議事要旨

1　日時

令和８年10月14日（水）　10：00～12：00

2　場所

対面とＷＥＢ会議によるハイブリット開催（中央合同庁舎第４号館12階共用1208特別会議室）

3　出席者

【委員】

案件１.

中川委員長、石井委員、落合委員、鬼頭委員、菅野委員、杉山委員、谷口委員、西村委員、林委員、程委員、増島委員、丸山委員、宮川委員

案件２.

中川委員長、石井委員、鬼頭委員、菅野委員、杉山委員、谷口委員、西村委員、林委員、程委員、増島委員、丸山委員、宮川委員

【事務局等】

内閣官房　日本成長戦略本部事務局　鈴木次長、福井参事官

内閣府　大臣官房企画調整課　吉田課長

【申請者等】

案件１.

富士電機株式会社　前川部長、守本主査

厚生労働省　大臣官房　中井審議官(医薬担当)

案件２.

東急株式会社　馬場執行役員

東急株式会社　ホテル・リゾート事業部　幡場参事

株式会社ソラシドエア　営業部　金澤副部長

株式会社スターフライヤー　マーケティング部　久保副部長

国土交通省　総合政策局政策課　榎本政策企画官

国土交通省　航空局航空事業課　青木総括

観光庁　参事官（旅行振興）　根来参事官

4　議題

・　委員長の互選
・　新技術等実証計画の認定申請書について（２件）
・　その他（事務連絡等）

5　議事経過

【委員長の互選について】

事務局から、新技術等効果評価委員会の開催に対する挨拶が行われた後、委員の互選により中川委員が委員長に選出された。

【案件１について】

（１） 案件１に関して、申請者である富士電機株式会社から申請内容の説明があり、その後、厚生労働省から主務大臣の見解として認定の見込みであるが、本件の事務は所在地の都道府県知事の自治業務に当たるため、実証の実施の際には、事前に自治体と必要な調整を行うよう付言された。

（２）主な質疑応答等は以下のとおり。

○ 誤配は完全に防止できるのか。補充ミスの可能性がゼロでない場合、商品違いの申し出があった場合や、申し出はないが間違いが判明した場合の対応フローはあるか。【丸山委員】

・ 薬剤師はロッカーの状況をリアルタイムで確認し、空き区画への補充を指示する。補充担当者にはメールが送信され、作業指示を開くとカメラが起動し、JAN コードが合致しなければ補充できない。さらに使用期限と製造番号を撮影し OCR でデータ化した上で QR コードが発行され、これをかざすことで補充が可能となる。補充担当者・時刻等の情報も記録され、遠隔でもリアルタイムに確認できるため、利用者へ正しく医薬品を提供できる。【申請者】

○ 高齢者にはハードルが高い可能性がある。ターゲット層をどのように考えているか。【谷口委員】

・ 夜間の購入者、僻地、被災地を想定している。加えて「閉空間」（工場、学校、介護施設など外出しにくい場所）で、医薬品へのアクセスが難しい方々である。高齢者もスマートフォンを保有する方が多く、利用できると考えているが、実際にどうかを今回の実証で確認したい。【申請者】

○ 実証中の想定利用者数と、有効性を評価できるサンプル数を確保できる見込みはあるか。【谷口委員】

・ 事前アンケート（使いたい医薬品、利用意向等）を実施し、実証の周知にもつなげる。数百件の販売を想定している。【申請者】

○ 効果評価のためのアンケート項目は何を想定しているか。【谷口委員】

・ 事後アンケートでは、使い勝手やサイト訪問後に購入まで至らなかった理由等も含めて測定する。受け取り作業、運用、薬剤師とのやり取りにおける課題を把握する。【申請者】

○ 従来は薬局と薬剤師がセットだったが、オンライン化により薬剤師が担当できる範囲は広がっていくのか。実証の先で、薬剤師と販売機の関係をどう捉えているか。【林委員】

・ 医薬品である以上、一定の管理が必要である。本来の法律では実地で管理できる範囲とされているが、ICT を活用して管理できる範囲を広げていくものと理解している。誰が責任を負うかが重要であり、管理できる範囲を明確にしたいと考えている。【厚生労働省】

○ サイバー攻撃が問題となる中、どのようなユーザー情報を保存するのか。【杉山委員】

・ 免許証やマイナンバーカードの生年月日を OCR で文字として保存する。【申請者】

○ 補助金や税制の評価と同様に、比較対象との比較（従前のオペレーションとの比較、近隣店舗との比較など対照群の設定）を検討しているか。【宮川委員】

・ 実施店舗は調剤薬局で、現状 OTC 医薬品を扱っていないため、導入した場合の作業量との比

較になる。売上管理等は画面上で自動的に確認できる。近隣店舗との客数比較は測定できないが、ビフォー・アフターでKPIを測定する。【申請者】

○　若者による過剰購入（オーバードーズ）が懸念されるため、本人確認の詳細を確認したい。免許証ではなくマイナンバーカードには対応するか。将来、厚生労働省が整備を進める医療情報データセットと連携するか。生年月日のみ登録としつつ購入履歴も記録するとはどういうことか。繰り返し購入や年齢詐称への対策はどうするか。【菅野委員】

・　マイナンバーカードにも対応している。免許証やマイナンバーカードからOCRで生年月日のみを抽出して保存する。販売履歴はすべて保存しており、繰り返し購入の有無を薬剤師が一画面で判断できるようにしている。２類・３類も含め、自動判断はせず薬剤師が判断する。アカウント登録の年齢、本人確認書類の年齢、購入時に入力した服薬者の年齢の違いも薬剤師に表示される。気になる場合は薬剤師が購入者と直接話して販売の可否を決める。特に１類と濫用のおそれのある医薬品は遠隔での服薬指導が必須であり、システム内で確認する。【申請者】

○　これまで薬局規制の中では、日本が本来強みを持つテクノロジーを活用しにくかった。本取組はリアルタイム管理により管理水準を向上させるものか。また、距離にかかわらず同等水準の管理が可能になるものか。【落合委員】

・　現状薬剤師が行っている作業の一部を自動化することは可能であり、管理面でもDXが進むと考えている。ただし、判断など重要な部分は薬剤師が担う仕組みにする必要がある。今回の実証で運用を含めて測定しながら進めたい。【申請者】

○　情報技術を活用した高度化・リアルタイム管理は、医薬品の管理水準の向上に資すると考えるか。距離にかかわらず取り扱いが可能になる今後の可能性はあるか。自治事務とされているが、システムは全国で一つのものとしなければ費用対効果が合わないように思われる。全国的なシステム対応を見据え、厚生労働省として見解を整理しなければ実装が難しいのではないか。実証結果を踏まえて検討する可能性はあるか。【落合委員】

・　遠隔販売はまだ施行されておらず、関係者の意見を聞きながら詰めていく段階である。今回の結果も踏まえ、指摘の点について検討していきたい。ただし、自治事務である以上、それを無視することはできないため、その点を踏まえた上でルール作りの段階で検討したい。【厚生労働省】

○　実施店舗として調剤薬局を選定しているが、当該店舗はOTC医薬品の取扱いが限られ、自社のオンラインサイトもなく既存の外部サービスを利用している。いわばゼロから作り上げる必要がある。最終的にスケールしなければ社会的インパクトやセルフメディケーションにつながらないが、この店舗を選んだ狙いは何か。【程委員】

・　初めて取り組む事業者と組むのが最もよいと考えた。ドラッグストアは既にOTC医薬品を扱っており、運用が固まっている。当社は元々自販機メーカーであり、OTC医薬品をあまり扱っておらず、ECサイトも持たない店舗と組むことが最も学びが多いと考え、協力を依頼した。ドラッグストアにも利用いただけると考えている。【申請者】

○　QRコードをスクリーンショットしてLINE等で他人に送り、別人が受け取ることを防止できるか。指定濫用防止医薬品の観点から気になる。【増島委員】

・　詳細はセキュリティ上説明できないが、対策を講じている。【申請者】

○　地方にいる立場からはありがたい取組である。将来的に薬局に行きにくい弱者を想定するのであれば、今回の実証でもそうした層の利用意向や反応を把握しておくと、将来につながると考

える。【西村委員】

○　資料３―２にある「スマートフォンを活用しプライバシーを確保していつでも相談・服薬指導を可能にする」という記載について、プライバシーの意味合いをより明確にすべき。安全なログイン、妊娠の有無等の機微情報が薬剤師にのみ提供されること、購入履歴を本人が確認できること、本人確認など、どの段階でどのようなプライバシー保護を意識しているかを段階的に記載した方がよい。【石井委員】

（３）申請者及び厚生労働省の退席後、委員会としての意見を審議し、委員会として、主務大臣の見解は適当である旨の意見を決定した。

【案件２について】

（１）　案件２に関して、申請者である東急株式会社から申請内容の説明があり、その後、国土交通省から主務大臣の見解として認定の見込みであると説明があった。

（２）　主な質疑応答は以下のとおり。

○　会員の認識を検証することが最も重要と理解したが、最大 100 名では統計的解析は難しいのではないか。どのような分析を行うのか。【谷口委員】

・　不当な競争が起こり得るかを社会的・マクロ的な指標で統計的に判断することは困難と考えている。100 名に対し、事前・事後のアンケート等を通じて、行動や認識、旅行総額の割引が航空券の割引と誤認・過度に推認されていないかを一人ひとり深掘りして確認する。定性・定量の両面から、事業化時に必要な画面表示や運賃表示の方法、誤認を生まない説明の論点を明らかにすることが目的である。【申請者】

○　航空券は公示運賃の通常購入なので、キャンセル可否・キャンセル料は宿泊と航空券で別々になると理解した。一方をキャンセルすれば他方もキャンセルされるといった誤解を生じさせない表示・説明になっているか。【丸山委員】

・　最終的には一つの契約での一体的手配を目指しているが、今回は利用者が航空券と宿泊の２つの契約をそれぞれ行う。それぞれ個別にキャンセルが必要であることを、参加同意時や画面上での丁寧な説明、アンケート等を通じて理解を促し、誤認のないよう適切に案内する。【申請者】

○　将来的に IIT 運賃を適用した募集型企画旅行を行うための実証と理解している。５％という数字は IIT 運賃と公示運賃の差額とは無関係な設定と理解しているが、今回の実証から、IIT 運賃を使った場合の利用者認識や競争への影響をどう推論するのか。５％がどのように将来スキームの妥当性の根拠になるのか。【増島委員】

・　IIT 運賃も公示運賃も変動するため、常に５％安いという前提ではない。５％は、旅行総額（宿泊費と航空券の合計）に対して一定の経済的利益が生じる条件を再現するための要素である。事業化の際には、IIT 運賃と公示運賃の差額は変動し、顧客は差額を知り得ない。経済的利益が航空券単独の割引である、あるいは届出のない運賃を扱っているといった誤認・過度な推認を生まないかをアンケート・インタビューで確認する。仮に「50%だったら」など金額の効果に関する言及があれば、実証実験の報告や将来の画面設計の基礎資料とする。

○　誤認の有無が主な調査対象だが、これだけ大掛かりな取組にしては控えめな調査に思える。将

来の展開に使える情報も併せて収集できないか。【杉山委員】

・　申請上の目的は誤認・推認の有無だが、100 名の生の声を得られる貴重な機会である。先に権利を持つことで旅行が日常化する、行き先が分散する、地域間の回遊が生まれるといった事業目標に照らし、ダイナミックパッケージに近い形が行き先の選択や行動にどう影響したかを、参考資料・事業側のデータとして収集したい。【申請者】

○　実証計画について、どのような結果が評価上ネガティブと考えるか。【宮川委員】

・　100 名全員が航空券単独の割引で安く買えると誤認した場合は、スキーム自体を抜本的に見直す必要がある。【申請者】

○　本来の懸念は、ダンピングにより競争政策上の問題が生じることである。パッケージツアー自体は既に成立しているのだから、比較対象はパッケージとの比較であり、「パッケージよりも強く運賃が値引きされていると思うか」と問うべきではないか。単に「割引が航空券に向かっているか」と聞けば、そう答える人も出るため、実験計画を整理しないと思わぬ結果が出る。【宮川委員】

・　通常のパッケージ料金と比べて不当な割引が入っているとの誤認がないか、市場価格との比較での認識について、比較対象を分かりやすく利用者に示して確認したい。ご指摘を活かしたい。【申請者】

○　どのような状況をもって「誤認がある」と判断するのか。【菅野委員】

・　主にヒアリングで、事後交付（５％）が何に対するものと認識しているかを確認する。購入前と旅行後の両方でアンケート・ヒアリングを実施する。公示運賃から５％を割り戻した割引運賃が類推されないか、航空券がいくらで買えたと認識しているかを確認する。類推・誤認が生じた場合は、どの表示・説明が原因かを深掘りし、事業化時の画面設計に活かす。【申請者】

○　航空会社のモチベーションは何か。【程委員】

・　現時点ではメリット・デメリットは正直ない。あくまで実証段階であり、顧客は公示運賃で購入する。将来的に「ツギツギ」会員が宿泊と航空券をワンストップで購入することが利便性・経済合理性に合うのであれば、一つのチャネルとして契約を前向きに検討できる。【申請者】

・　航空需要は週末やレジャー期に集中しがちで、平日は空いている状況が続いている。閑散期・平日の需要喚起につながることが望ましい。【申請者】

○　航空券は割安ではなく、通常の運賃をそのサイトから買うということか。会員は経済的余裕のある層が多いように見え、航空会社としては閑散期も自由に移動する層を囲い込みたいのではないか。参画は賛同する航空会社だけか、将来全航空会社と付き合うのか。「ツギツギ」の事業拡大のためのビジネスツールにしていくのか。【西村委員】

・　IIT 運賃は今回の４社以外の各社も取り扱う制度である。ここで確認したものを他社にも展開できる、再現性のある商品設計を前提としている。一方、各社との契約は条件面・システム面など個別のビジネス判断となるため、実験と商品設計を踏まえて各社と個別に相談する前提である。【申請者】

○　今回は誰でも購入可能な公示運賃だが、IIT 運賃は一般には購入できない。ビジネスモデルが全く異なるのではないか。どのように結果を IIT に結び付けるのか。【中川委員長】

・　今回は一体的な手配ができないため利用者のステップは異なる。将来は「ツギツギ」会員サイト上で宿泊予約時に航空券も選択し、総額を提示するダイナミックパッケージ形式を目指している。動線は異なるが、利用者が受けるベネフィットはより良くなる。一足飛びに将来形を

実施できないため、安全な実験を経て、画面表示やシステム連携が整えば実現できるものと考えている。【申請者】

○　航空券の割引と認識されたり、IIT 運賃相当額が把握されたりすると航空法に反するという記載が申請書にあるが、本当か。誰がどう思うかは関係なく、この実証や将来構想は、そもそも航空法違反かどうかの問題はないのではないか。現行ルール下でもできるのではないか。【中川委員長】

・　推認されることや将来 IIT 運賃を使うことそれ自体は航空法違反ではない。航空法第 105 条の国内運賃に関する規定は２つある。まず、事前届出義務について、これは届け出た額・条件と異なる運用は明確に航空法違反であり、罰則もある。次に、変更命令について、実際に使われている運賃に問題があると認めた場合、変更命令を出せる。その理由の一つが「不当な競争を引き起こすこととなるおそれ」である。ただしこの規定は「運賃の額や運用が法令違反かどうか」に関するものではなく、論点は「航空局が問題と認識するかどうか」である。したがって、申請者は「不当な競争を引き起こすこととなるおそれ」の観点からも航空法違反の有無について記載しているが、そもそも、「不当な競争を引き起こすこととなるおそれ」は航空法違反かどうかとは関係がない。届出済みで、航空局が問題視していない運賃を届出どおりの額・条件で使う限り問題はなく、IIT 運賃も届出類型として明確に存在している以上、通常、問題とはならない。委員長のご理解のとおり。一方で、法令違反ではないにせよ「不当な競争を引き起こすこととなるおそれ」に当たるかどうかは、実際の具体的な販売額や条件が見えない限り分からないため、現時点において将来構想のすべてについて「確実に問題としない」とは言えない。しかし、繰り返すが、公示運賃や届出済みの IIT 運賃を条件どおり使うのであれば、変更命令は出さない。なお、ご参考だが、「不当な競争」とは他社を市場から追い出すレベルの異常に安い運賃を想定している。一般運賃から多少割引された IIT 運賃程度では直ちには問題とならない。以上のことから、委員長ご指摘の「そもそも航空法違反かどうかの問題はないのではないか。何が問題なのか。現行ルール下でもできるのではないか。」という点は、おっしゃるとおりである。現行ルールの下で実施することに問題はない。このことは申請者にも説明してきた。【国土交通省】

○　現在の会員の年齢層・男女比等の傾向はどうか。航空連携サービスを使い平日も利用しそうな層として、将来どの層をターゲットとするのか。【石井委員】

・　幅広い年齢層に分布しているが、35～44 歳が最も多い。男女はほぼ半々。旅行好きでホテルや航空移動に関心が高く、オンライン完結型サービスのため IT リテラシーが高く合理的な方が多い。毎月２泊程度の旅行ができる一定の経済的余裕がある一方、最安値追求というより、日程やタイミングに応じて快適性と価格を合理的に判断する層である。【申請者】

○　ツギツギで２泊して、ほかのサイトで３泊予約して、航空券は往復みたいにした場合は５％オフになるのか。【谷口委員】

・　将来的な DP も含めてそこの制御が難しいかなと思っており、１個の旅行かどうかの判定が難しくなるので、今回の条件としては NG にさせていただきたいと考えている。【申請者】

（３）　申請者、国土交通省及び観光庁の退席後、委員会としての意見を審議し、委員会として、主務大臣の見解は適当である旨の意見を決定した。

（以上）